【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月22日
【事業年度】	第27期(自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日)
【会社名】	日本ライフライン株式会社
【英訳名】	Japan Lifeline Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　鈴　木　啓　介
【本店の所在の場所】	東京都豊島区池袋二丁目38番１号
【電話番号】	(03)3590―6418
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長　　政　次　浩　二
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区池袋二丁目38番１号
【電話番号】	(03)3590―6418
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長　　政　次　浩　二
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番９号）

１【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】
　平成19年６月29日に提出いたしました第27期（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２【訂正事項】
　第一部　企業情報
　　第４　提出会社の状況
　　　６　コーポレート・ガバナンスの状況

３【訂正箇所】
　訂正箇所は____を付して表示しております。

　第一部【企業情報】
　　第４【提出会社の状況】
　　　６【コーポレート・ガバナンスの状況】

　（訂正前）
　　（１）～（７）＜省略＞

　（訂正後）
　　（１）～（７）＜省略＞
　　（８）取締役の員数
　　　当社の取締役は、15名以内とする旨を定款に定めております。

　　（９）取締役選任の決議要件
　　　当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

　　（10）株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項
　　　①自己株式の取得
　　　当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

　　　②中間配当
　　　当社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

　　（11）株主総会の特別決議要件
　　　当社は、会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。